

栃木県知事

福田 富一 様

平成 23 年度 2 月補正予算、及び平成 24 年度  
当初予算編成に対する要望書

平成 2 4 年 1 月 2 5 日

みんなの党栃木県支部

栃木県議会みんなのクラブ

# 平成 23 年度 2 月補正予算、及び平成 24 年度当初予算編成に対する要望書

## 目次

1	はじめに	1
2	県政運営方針に対する重点要望について	2
3	震災対応について	4
4	行財政改革について	7
5	新とちぎ元気プランの一層の推進にあたって	
	重点戦略 1 暮らしを支える安心戦略の一層の推進にあたって	9
	重点戦略 2 明日を拓く成長戦略の一層の推進にあたって	13
	重点戦略 3 未来につなぐ環境戦略の一層の推進にあたって	16

## 1 はじめに

昨年3月11日に発生した東日本大震災、そして福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染の問題は、新年に入ってもなお、本県の経済活動や県民生活に大きな試練を与え続けている。

来たる平成24年度は、本県にとって栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の計画期間2年目を迎えるとともに、財政健全化プログラムである「とちぎ未来開拓プログラム」においては、集中改革期間締めくくりの年となる。

そこで平成24年度の予算編成にあたっては、「財政規律の堅持」「東日本大震災からの復興」「新とちぎ元気プランの推進」という3つの基本施策の整合を図ることが必須要件となってくる。

県は昨年、数次にわたる補正予算を編成し、震災復旧に取り組むとともに、政府の復興対策に対応し、特別交付税を活用した40億円の東日本大震災復興推進基金の創設をはじめ、市町と一体となって、風評被害対策をはじめとする経済対策や除染対策などに取り組んできた。しかし、こうした一連の取組も、相変わらず中央集権的なシステムによる補助金・支援金頼みであり、自ずと限界があることを認識しなければならない。

また、日本経済は、欧州債務危機による世界経済の減速懸念や円高の長期化、タイ洪水の影響で輸出企業を中心に景況感が落ち込んでおり、昨年12月の日銀短観における業況判断指数（大企業・製造業）も半年ぶりにマイナスに転じている。

このような厳しい情勢のもとで、政府・与党は昨年末、「増税による復興予算」を編成したが、我々栃木県議会みんなのクラブは、本県予算の編成にあたって「増税なき復興予算」づくりに取り組むことを強く求めるものである。

本県は今こそ、一層の行財政改革に取り組むとともに、「地域主権」への大転換を図る中で、本県独自の政策を積極的に展開し、「栃木県版成長戦略」をもって、本県の経済社会を復興から発展へと導くべきである。

ついでには、平成24年度の予算編成にあたって次のとおり要望書を提出するので、その趣旨を十分検討の上、必要な措置を積極的に講じられるよう要望する。

平成24年1月25日

みんなの党栃木県支部長

渡辺 喜美

栃木県議会みんなのクラブ代表

増 渕 三津男

## 2 県政運営方針に対する重点要望について

本県は昨年4月、平成27年度までの5年間を計画期間とする栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」を策定し、近年の社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、県民益の最大化を追求している。

一方、本県の財政事情は、医療・福祉関係経費の増加や地方交付税の削減等により財政調整的基金が枯渇するなど悪化の一途を辿っていたことから、平成21年度から「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく行財政改革に着手し、大幅な経費削減に取り組むことで、財源不足額の圧縮に努めている。

このような中、昨年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故によって新たに災害復旧・復興対策が必要となる一方、平成23年度の県税収入が当初予算を下回る見込みとなるなど、今後、財源不足の拡大が懸念される状況にある。

平成24年度における県政運営は、過去の経験や前例に囚われることなく、短期・中期・長期という各段階でしっかりと将来を見据え、新たな発想で取り組むべきである。

そこで、我々栃木県議会みんなのクラブは、県政運営の新たな方針について下記のとおり強く要望する。

### (1) 財政運営について

県ではこれまで、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき職員給与のカットや大幅な行政経費の削減などを実行することで、自律的な行財政基盤の確立と県民益の最大化に全力で取り組み、一定の成果を上げているが、更に公務員人件費をはじめとした行政経費削減に向けた実行計画を策定し実施すること。

また、当該プログラムの集中改革期間は平成24年度末に終了することから、期間中の各種事業の評価・検証を行うとともに、東日本大震災の影響も踏まえて、期間終了後の財政健全化に向けた新たな県政運営方針を定めること。

### (2) 「新とちぎ元気プラン」による復興推進について

これまで栃木県議会みんなのクラブは、東日本大震災の発生にあたって、復興のための本県版復興計画を策定し、震災対応方針を明確にすべきと要望してきたが、県は、昨年より計画期間が開始された「新とちぎ元気プラン」に基づく施策の推進と併せて震災対応に取り組むと述べてきた。

しかし、復興に関する緊急的措置や中長期にわたる減災への対応、今後の計画や各種事業の優先順位などについて、県民や県内市町に対する説明は必ずしも十分であったとは言えない状況である。

については、「新とちぎ元気プラン」における震災対応として各年度の事業の精査、施策の進捗状況や効果の検証を行うことで、県の復興推進指針を明確にし、オール栃木体制で着実な事業の推進を図ること。

### (3) 地域主権について

地方分権改革については、関係法令を整備した第一次及び第二次一括法等が成立し、国と地方のあり方や相互対等の関係が構築される途上にある。

みんなのクラブもかねてから、県民により身近な基礎自治体が権限・財源・人材を有する、「小さな都道府県、大きな市町村」実現に向けた地方自治体の抜本的な改革を主張してきた。

これまで本県においても、「栃木県権限移譲基本方針」に基づく取組を推進してきたが、現在、市町間における移譲された権限の格差や行政サービスの低下等が懸念されており、県の一層の支援が必要である。

さらに、現在高まりつつある地方自治法改正を見据え、地方自治体の枠組みや財源配分、人材配置等について、本県版の地域主権推進目標を新たに定め、今後、全国知事会等を通じて地方政府確立に向けた取組を国に対して強く要望していくこと。

### (4) 広域連携について

本県は昨年12月、東日本大震災の復興推進を目的に、県内37の機関・団体で構成する「栃木県観光振興・復興県民会議」を発足させた。この県民会議での議論を踏まえて、観光を軸に農業や商工業などの復興推進、風評被害払拭に取り組む考えを示している。

しかし、観光業や農業、商工業以外にも健康影響調査や除染実施計画の策定、汚染廃棄物の処理、さらにはエネルギーの地産地消を始めとする電力確保策や放射線教育の充実といった新たな政策課題に対処するには、東日本大震災の復興に対する総合的かつ一体的な県政運営の推進協議会の設置が必要である。

また、隣県においても同様の課題を抱えていることを鑑み、共通課題に対する対応を広域的に推進するために、「北関東広域連合(仮称)」を設立し、真に実効性のある広域連携を図るべきである。

### 3 震災対応について

#### (1) 健康影響調査の充実強化について

放射能汚染から県民を守ることは、県が取り組む喫緊の課題である。

県ではこのほど、国の「汚染状況重点調査地域」に指定された県内8市町を中心に個人線量計による測定、給食調査、ホールボディカウンターによる測定及び空間線量率からの被曝線量の推計調査を実施することとし、特に個人線量計については、3歳から15歳までの子ども約3,700人を抽出して検査することを発表した。

しかし県民の安心を確保するためには、このような方式でなく、那須町が既に実施を決めた、18歳以下の全ての子どもや妊産婦を対象とする甲状腺エコー検査、尿検査、母乳検査と同様の検査を行い、県民の不安を払拭するための措置を継続的に講じること。

#### (2) 放射性物質の除染促進について

「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた県内8市町においては、本格的な放射性物質の除染作業が本年中に開始される。

そこで県は、8市町との間で組織した「栃木県除染関係市町連絡協議会」などを通じて、住民主導型の除染体制を構築し、それを基に各市町の「除染実施計画」の策定を支援すると同時に、除染事業の実施にあたり利権化しないよう透明性の高い枠組みを構築すること。また、各市町からの要望に対しては積極的に除去土壌の仮置き場や処分場の確保に努め、市町が苦慮していることを踏まえ、必要な措置を国に対して要望すること。

#### (3) 放射性物質濃度が高い焼却灰や溶融スラグ等の処分先確保について

放射性物質濃度が高い廃棄物処理施設の焼却灰や下水汚泥の溶融スラグ等の処分先の確保は、大変困難な状況にある。

現在では、放射性物質濃度が減少傾向にあるものの、依然として処分先の確保が困難であることから、関係市町と協議の上、国に対し、仮置きしている放射性物質濃度の高い焼却灰や溶融スラグ等の処分先確保について要望すること。

#### (4) 食品安全検査体制の確立

放射能による食品に対する不安が広がっていることを踏まえ、食品安全検査体制を早急に整備すること。特に学校給食食材の全量事前検査体制を

確立し、子供の食の安全を確保すること。また、本県農産物を出荷段階で全品測定できる体制を確立し、安全性を積極的に周知すること。

(5) 観光振興対策について

原発事故による放射能汚染への懸念から、本県観光業は深刻な風評被害を受けている。

県ではこのほど「栃木県観光振興・復興県民会議」を設立し、観光地支援に向けた全県的な気運の醸成に向けて県民にメッセージを発信するとともに、高速道路無料化等について国に対し要望を行ったところであるが、今後は、具体的な活動内容を明確にしながら、風評被害の払拭と観光振興に努めること。

なかでも高速道路無料化については、近県と連携の上、一層強く国に働きかけていくとともに、県内有料道路の無料化について積極的に検討すること。

(6) 廃用牛の出荷遅延対策について

原発事故に伴う放射性セシウムによる汚染牛肉問題については、肉用牛肥育農家に対しては、国の肉用牛肥育経営緊急支援事業等による支援策が講じられているが、子牛生産や搾乳を終えた廃用牛を出荷する肉用牛繁殖農家及び酪農家に対する独自の支援は、全くといって良いほど実施されていない状況にある。

そこで農家の負担軽減を図るため、廃用牛に係る出荷遅延対策を実施し、新たな育成牛の導入促進を図ること。

(7) しいたけ生産農家への支援について

原発事故に伴い、全国第6位の生産量を誇る本県産の原木乾しいたけも出荷自粛を余儀なくされている。

そこで出荷自粛により損害が発生したしいたけ生産農家に対する経営資金や損害賠償請求に関する相談に万全を期すとともに、原木の確保については、国の「需給情報システム」の活用のみならず、県自らが、県内における確保について積極的に支援すること。また、本県産の特用林産物全般の風評被害を払拭し、その消費拡大に取り組むこと。

(8) 本県産農産物の安全性PRについて

原発事故による本県産農産物の風評被害についても、依然として厳しい状況が続いている。

そこで本県産農産物の安全性に対する消費者のニーズに応えられるよう、

消費者目線に立った放射性物質の測定や公表方法の改善等、きめ細かな安全対策に講じること。

また、風評被害を払拭するために、県内の道の駅等を活用した全県的な地産地消の推進につながる安全・安心キャンペーンを展開していくこと。

(9) 大規模災害時における「業務継続計画」の策定について

県は、大規模な地震災害が発生した場合でも継続して行わなければならない業務を抱えているが、行政自身も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執行環境を前提として業務を行うことはできない。

そこで、大規模災害時に優先的に取り組むべき重要業務を非常時優先業務として予め抽出し、限られた人員、資機材などの資源を効率的に投入することによって、業務の継続と最短期間での復旧を図るために「業務継続計画」を策定すること。

(10) 震災発生時における広域連携支援体制の確立について

東日本大震災にあたって、阪神大震災を教訓とした関西広域連合では、大阪府や兵庫県などが、被災した東北3県に対して「カウンターパート方式」による物資の支援や人材の派遣、被災者の受入れ等を実施した。

そこで本県においても、首都圏での直下型地震や東南海地震の発生に備えて、北関東・磐越エリアにおける広域連携支援体制を確立し、本年秋までに見直される「地域防災計画」に盛り込むこと。

(11) 東日本大震災復興推進基金事業の活用について

本県において震災からの復興を図るため、特別交付税40億円を原資とする東日本大震災復興推進基金が創設された。

今回、みんなのクラブが要望している事業のうち、県民生活の安定や観光振興対策、県内経済・産業活力の回復など、基金の目的に合致する事業については、積極的に当該基金の活用を図ること。

また、本基金は市町にも設置されることを踏まえ、十分に連携を図り、効果的な執行に努めること。



## 4 行財政改革について

### (1) 「地方自治基本法（仮称）」制定の要望について

憲法第 92 条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定しているが、実体はまさに地方統制法である。

地域主権時代においては、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営するとの考えのもと、地方自治の本旨を明らかにし、地方自治体の自主的・自立的運営や住民自治と団体自治が担保される法制定が必要である。

そこでこれらの趣旨を盛り込んだ「地方自治基本法（仮称）」を現行の地方自治法に代えて制定するよう国に要望すること。

### (2) 公会計制度（基準モデル）への取り組みについて

県では現在、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき未利用財産の売却を推進しているが、財政状況を正確に把握するためには、道路などの売却できない財産についても、資産の公正価値（時価）による評価を行うことが必要とされる。

そこで、本県における公会計制度（基準モデル）の導入を通じて、本県の財政状況がどのような状態にあるのか正確に把握するよう努めること。

### (3) 職員人事評価システムの給与等への反映と職員基本条例の制定について

平成 17 年度から試行されてきた県職員に対する人事評価システムが、平成 24 年度から本格実施されることとされている。

そこで人事評価システムによって上司と部下のコミュニケーションを密にし、相互理解を深め、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに、日々の仕事の成果や能力を適正に評価し、給与や昇進・昇格等に十分反映させていくこと。併せて、県幹部職員人事は、民間公募制度を導入し、能力実績主義の人事制度導入に向けた職員基本条例を制定すること。

### (4) 指定管理者に対する第三者評価と民間事業者の参入促進について

指定管理者制度を導入している県有施設の管理運営状況を向上させるために、本県の指定管理者第 2 期（平成 21～25 年度）における指定管理者に対する第三者評価を実施すること。

また、指定管理者第 3 期における民間事業者の参入を促進するために、事業者の参入意向の事前把握、より良い管理運営に対するアイデア等の公募要

領へ取り入れを目的として、一部の施設について、サウンディング（公募前に、事業の基本方針等を公表し、意見・提案等を募集すること）を実施すること。

（５）電力調達入札の推進について

平成 12 年 3 月から、東京電力をはじめとする電力会社以外の「特定規模電気事業者（PPS）」による電気の供給が可能となっている。

本県においても平成 17 年度に全ての県有施設において電力調達入札を実施したが、契約者を施設単位とした小口契約では PPS 側にとって魅力がなく、警察本部庁舎等を除いてほとんどが入札不成立となった。

そこで電力調達入札については、施設ごとに任せる方法ではなく全庁的に改めて推進することで、経費を大幅に削減すること。

（６）県庁舎周辺における県有地の利用推進について

県では現在、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づいて未利用財産の売却推進に努めている。

このうち、県庁舎周辺については、現在の庁舎建設にあたって仮庁舎の敷地として利用されていた県有地等が点在している。これらの未利用地については、地元宇都宮市との協議の上、「県庁舎周辺における県有地利用マスタープラン（仮称）」を定め、その計画的かつ効果的な活用に努めること。

（７）危機に対応できる県庁組織の構築について

県民の生命を脅かす事態は、地震や台風といった自然災害だけでなく、原子力災害、大規模火災、新型ウィルス、テロなどの多岐にわたっている。

現在県の組織において、危機管理・災害対策室は県民生活部消防防災課内に設置されているが、県民の生命を守り、安全で安心して暮らすことができるようにするためには、本年度、県議会行政機構調査検討会でも話題に上った知事直属の部署や政策スタッフの配置の一環として、消防防災課危機管理・災害対策室の機能を知事直属の組織に移管し、各部局を横断的に掌握できる体制を構築するとともに、専門知識を有する危機管理チーム（危機管理監の増員）の設置を速やかに行うこと。

## 5 新とちぎ元気プランの一層の推進にあたって

### 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略の一層の推進にあたって

#### (1) 医学部新設に向けた要望活動の一層の推進について

全国的に医師不足の状況にある中、地域及び診療科における医師の偏在が、依然として深刻な問題となっている。特に、本県の県北地区は、人口10万人当たりの医師数が県内で最も少なく、茨城県北部や福島県南部を含めても、この地域には医学部がないことから、医学部新設による医療環境の整備が求められるところである。

県では、昨年3月に県北3市1町の市町長から知事あてに「医学部新設の規制緩和に関する要望書」が提出されたことを受け、国に対し、抜本的な医師確保対策を講じるよう要望しているが、具体的に医学部の新設に向けた積極的な要望や行動計画を早期に策定し実施すること。

#### (2) こども医療費の助成対象の拡大について

小学6年生までを対象としている本県のこども医療費助成事業は全国トップレベルの水準にあるが、県内26市町中23市町では、市町独自の取組により既に中学3年生までを助成対象としている。

こども医療費助成制度は、子育て支援のための基盤的な制度として全国的に定着しているが、県内市町間の均衡を図るとともに、少子化対策として、さらには子育て世代を呼び込む地域間競争に打ち勝つためにも、市町と協議の上、その対象を中学3年生まで拡大し、「子育て先進県とちぎ」の存在を確固たるものとする。加えて重度心身障害者医療費補助制度の対象者については、3歳以上における現物給付についても検討すること。

#### (3) 「県立特別支援学校再編計画（仮称）」策定による再編の推進について

県では現在、「県立高等学校再編後期実行計画」に基づき、県立高校の再編を推進しているが、県内に15ある県立特別支援学校についても、高等特別支援学校設置後の状況も勘案しながら計画的な再編を行い、在籍する幼児、児童、生徒の障害の程度や重複化などに適切に対応していく必要がある。

そこで、県において「県立特別支援学校再編計画（仮称）」を新たに策定し、盲学校及び聾学校のあり方検討や那須特別支援学校における肢体不自由児クラスの設置などを含め、県立特別支援学校の再編について具体的に検討すること。

(4) 高齢者の在宅介護への支援の充実について

県では平成24年度から26年度までを計画期間とする栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（五期計画）」において、介護保険施設の整備を促進するとともに、在宅サービスの充実を図り、地域包括支援センターを中心とした高齢者に対する切れ目のない支援体制づくりに取り組むこととしている。

また一方で、在宅での介護によって、先の見えない介護疲れからくる精神的ストレスや身体的疲労が家族の大きな負担となることも懸念されることから、介護にあたる家族へのレスパイトケアを推進するとともに、介護の担い手の高齢化・固定化に対しても必要な対策を講じること。

(5) 障害者雇用の一層の促進について

県内の民間企業における障害者実雇用率は1.58%であり、法定雇用率に達していない。また県教育委員会などの公的機関においても同様の状況にある。

県はこのほど、軽度の知的障害のある生徒を対象に職業教育を行う高等特別支援学校を設置することを表明した。

そこで、この高等特別支援学校が設置される機会を捉えて、県内における障害者雇用の促進について、栃木労働局や県内市町などとの連携に一層積極的に取り組むこと。

(6) 「タンデムマス・スクリーニング検査」の導入について

現在、全ての新生児に対し、先天性代謝異常症の6疾患に対する早期発見・早期治療のために「新生児マス・スクリーニング検査」が実施されているが、他県では、より多くの疾患を発見できる「タンデムマス法」を用いた「新生児マス・スクリーニング検査」の導入に向けた検討が急速に進んでいる。

そこで本県においても、「タンデムマス・スクリーニング検査」を早急に導入し、一人でも多くの障害の発生を予防できるよう努めること。

(7) 那須学園における年長児寮の整備について

那須学園（矢板市沢）は、児童福祉法第44条に規定される児童自立支援施設として、生活指導等を必要とする児童の自立を支援するとともに、施設退所者に対する相談その他の援助を行うことを目的として設置されている。

そこで、義務教育年限を修了したものの、頼るべき家庭のない施設退所者を支援するために、ぐんま学園武尊寮（群馬県前橋市）のような年長児寮を整備し、退所者に対するアフターケアに努めるとともに、その社会的自立を

積極的に支援すること。

(8) 消防団を核とした身近な危機管理体制の構築について

東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を核とした身近な危機管理体制の構築は急務となっている。

そこで、消防団員の確保に改めて取り組むとともに、特に女性消防団員の拡充を通じて、消防団活動全般において、女性ならではのきめ細かな対応を強化にすること。

また、地域の自主防災組織はもとより、行政や企業との連携を強化するとともに、非常時に地域において迅速に活動できる消防団の体制の整備を促進すること。

(9) DV被害者への対応の充実について

県ではDV被害者への相談体制を強化するために、昨年からDV被害者の相談機能や一時保護を、とちぎ男女共同参画センターに一元化した。

しかし、県警が昨年上半期に認知したDV件数は過去最多の322件に達している一方で、今年度上半期のとちぎ男女共同参画センターが行った被害者の一時保護は、前年同期より6割減少しているが、このことは相談体制の一元化が県民に周知されていないことが一因と考える。

そこで、DV被害におけるとちぎ男女共同参画センターへの相談体制の一元化について改めて周知するとともに、被害者に対するよりきめ細かな対応や民間支援団体との連携強化などについて取り組むこと。

(10) 青少年による携帯電話の安全な利用の促進について

近年、出会い系サイトに起因する犯罪、被害児童数は、ともに減少傾向にあるものの、非出会い系サイトに起因する犯罪、被害児童数は増加している。また、スマートフォンなどの高度な情報端末を操作することも、既に日常的になりつつある。

そこで青少年がメディアリテラシーを身につけ、安全に携帯電話を利用するための対策について、現在推進しているフィルタリングやネットパトロールに加えて、民間業者や警察などとの連携を図ることで、その質を一層向上させること。

(11) スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実について

不登校・いじめ問題を改善するためには、学校生活等に悩む子供たちを早

期に発見することが重要である。県では、スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備に努めているが、一層積極的な取組が必要不可欠である。

そこで、スクールカウンセラーを早期に全校配置するとともに、教職員とのコミュニケーション不足による孤立を防ぎ、スキルを十分に活かすことができるよう、運用面についても充実させること。

(12) 警察署の整備推進及び「交番・駐在所再編計画（仮称）」の策定について

県はこれまで警察署については、計画的に施設整備を行っているが、老朽化する警察署の建て替えを含めた一層の整備推進が必要である。

また、県内に設置されている 74 交番、194 駐在所についても、交通事故への対応や犯罪の増加等により、その機能強化が求められている。そこで新たに「交番・駐在所再編計画（仮称）」を策定し、交番・駐在所の、人口増加地域や犯罪被害多発箇所などへの設置を通じて、県民の体感治安を回復させること。

(13) 非常用発動発電機導入の一層の推進について

現在、県内警察署における非常用発動発電機の導入が 2 カ年計画で予定されており、来年度については整備が必要な県内 14 警察署のうち 5 警察署で導入されることとなっている。

しかし、非常用発動発電機は、大規模災害発生時において必要不可欠な設備であることから、2 カ年での導入計画を前倒しし、単年度で県内 14 警察署すべてに導入すること。

## 重点戦略 2 明日を拓く成長戦略の一層の推進にあたって

- (1) 県香港駐在員事務所の機能強化と「海外支援員（仮称）」の委嘱について  
県香港駐在員事務所は本年4月で（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所内での開設10年を迎えるが、急成長する「30億人のアジア市場」を本県に取り込んでいくことは、今後、本県経済の活性化にとって一層必要となってくる。

そこで現在、県職員1名が派遣されている県香港駐在員事務所については、県内企業からの派遣者を受け入れてその機能を強化するとともに、アジアの主要都市に住む県関係者を「海外支援員（仮称）」として委嘱し、県内企業等のアジアにおける販路拡大を支援していくこと。

- (2) T P P 参加を見据えた対策の推進について

政府がT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明している現在、本県もT P P参加に当たっての対策を講じていく必要がある。

そこで、T P P参加に伴い、海外の多種多様な食品が流入してくることが予想されることから、国に対して輸入時の監視・検査体制を一層強化し、「食の安全」の確保を図るよう要望するとともに、「30億人のアジア市場」をターゲットとした「とちぎブランド」農産物の一層の振興を図ること。

- (3) フードバレーとちぎの一層の推進について

本県における農業者と商工業者等との連携により食品関連産業の振興を図る「フードバレーとちぎ」の取組は、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化を図るものとして期待されているが、その実現のためには、販路開拓への強力な支援を必要としている。

そこで、フードバレーとちぎ農商工ファンドを活用して商品開発を推進し、地域ごとに「食」「加工品」をブランド化し、メディアを通じてその需要を積極的に高めること。

- (4) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金の活用について

国の平成24年度予算案では、本県に工場（製造業）や物流施設を立地する企業に対し、経費の25%を補助する新制度が導入される。

この新制度については、震災前と比較した企業立地の落込み率等を勘案して予算化された制度であることから、本県の優遇制度と合わせ、企業誘致に有効に活用すること。

(5) 離転職者等再就職訓練事業の拡充について

平成 23 年 11 月の有効求人倍率（季節調整値）は、前月を 0.03 ポイント上回る 0.67 倍となり、持ち直しの動きが続いているものの雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

県では現在、離職者等の再就職を促進するために離転職者向け職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施しているが、訓練受講者の就職率は 60% に達しており求職者のニーズも高い。そこで当該事業の拡充を通じて、一人でも多くの離職者等の再就職を支援すること。

(6) 「栃木県版“平成検地”（仮称）」の実施について

農業の担い手不足や高齢化により、農地の利用集積は喫緊の課題である。そこで県内市町や関係機関と連携の上、農地の所有権や耕作放棄地を明確にする「栃木県版“平成検地”（仮称）」を実施し、農地の利用集積を促進すること。

また、これらの取組に基づいて、農地転用規制（ゾーンニング）の一層厳格な運用を行い、優良農地の集団性確保にも努めること。

(7) 新規就農総合支援事業を契機とした新規就農者の確保について

本県において力強い農業を推進するためには、新規就農者、とりわけ若い人材を確保することが必要不可欠である。

このような状況のもとで、政府は就農希望者、新規就農者、農業教育機関、農業法人等に対する総合的な支援策を実施するため、このほど「新規就農総合支援事業」の全体像を示したことから、これを機に、新規就農に関する新たな制度を本県独自で構築し、市町と連携した上で着実に推進すること。

(8) 「とちまるショップ」の活用について

本年 5 月、東京スカイツリータウン内に設置されるアンテナショップ「とちまるショップ」は、本県のイメージアップとブランド力の向上が期待されている。

そこで、昨年 4 月に東京事務所に設置された栃木県企業誘致・県産品販売推進本部との連携を強化し、県産品の販売促進や観光情報の提供に努めること。

(9) 「コンパクトシティ」の促進について

近年、都市の機能を中心市街地に集める「コンパクトシティ」の発想が注目されている。



「コンパクトシティ」では、中心市街地を活性化させるだけでなく、歩ける範囲に市街地を限定することで、高齢者にも優しいまちづくりが可能になるとされている。

そこで、「コンパクトシティ」の発想による、県内市町の中心市街地のハード、ソフト両面の整備を支援し、まちなか居住を促進すること。

(10) 本県経済活性化と安全・安心のための道づくりの推進について

県は、県内経済の活性化を図るために、スマート I C や地域高規格道路等の幹線道路の整備推進を国等に強く要望していくとともに、県民生活の安全・安心を確保するために、特に小学校周辺の通学路などの歩道整備を推進すること。

また、「とちぎ未来開拓プログラム」により新規の事業化が困難な状況のもとであっても、事前の各種準備的な調査を実施し、プログラムの集中改革期間終了後における工事発注が、途切れることなくなされるよう努めること。

### 重点戦略3 未来につなぐ環境戦略の一層の推進にあたって

#### (1) 再生可能エネルギーの利用促進について

福島第一原発事故を契機として、エネルギーの地産地消をはじめとする原発に頼らない地域づくりが喫緊の課題となっている。

太陽光や小水力といった再生可能エネルギーが注目を集めているが、本県は自然エネルギーの宝庫であり、その利用促進を図るべきである。

なかでも、このほど地域活性化総合特区として指定された「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」により、全国に先駆けて地域資源を活用した小水力発電ビジネスモデルを構築するとともに、農山村地域における地域活性化を推進すること。

#### (2) 県企業局による中小水力発電施設の設置推進について

原発事故を契機として、従来の大規模発電に代えて、地域分散型の電力供給が必要とされている。

そこで、これまで県営水力発電所の発生電力を電力会社に卸供給してきた県企業局の電気事業については、中小水力発電施設の設置を推進することで供給電力量を増加させ、地域エネルギーの安定供給を図ること。

#### (3) 木質バイオマス発電・バイオガス発電の推進について

温室効果ガス削減につながる木質バイオマス発電を県が積極的に支援すること。また酪畜産業の糞尿などを原材料としたバイオガス発電についても県畜産酪農研究センターのみならず酪畜産業地域においても、一層の推進をすること。

#### (4) 耕作放棄地等を活用した太陽光発電の促進について

このほど政府は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及促進にあたって耕作放棄地を活用できるよう、関係法令の規制を緩和する法案提出を決めた。

そこで本県も、「栃木県地球温暖化対策実行計画」において、太陽光発電システムの設置容量を現在の7万6,000kWから2015年には34万kWとするエネルギービジョンを掲げていることを踏まえ、耕作放棄地を含む未利用地を積極的に活用した太陽光発電の一層の普及促進に取り組むこと。

#### (5) EV・PHVタウンの推進について

「EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）タウン」を選

定された本県では、EV・PHVの普及促進に先導的に取り組んでいる。

そこで、まずは県が率先してEV・PHVの導入を推進し、また県有施設に急速充電設備を配置するなどして、「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」の目標達成に向けた動きを加速させること。

#### (6) 森林経営計画の作成にあたる人材の育成について

このほど改正された森林計画制度の中で、これまでの「森林施業計画」が「森林経営計画」と改められた。新たな森林経営計画のもとでは、集約化を前提とした路網の整備などを含めた実効性ある取組が期待されている。

京都議定書において森林経営による二酸化炭素吸収量を算入することが可能となったことを契機に、地球温暖化対策にあたっての森林整備が果たす役割は一層注目されている。そこで森林所有者や森林組合等の林業事業体、NPO法人といった、森林経営計画の作成にあたる人材を育成し、効果的な森林経営計画づくりに役立てること。

#### (7) イノシシ肉加工施設の設置促進について

本県は四季折々の豊かな自然環境に恵まれている一方で、イノシシに代表される野生鳥獣が農林業に被害を及ぼしている地域が年々増えてきている。

そこで、人と自然が共生する形態を実現するためのあり方として、イノシシ肉を地域資源として有効活用するために、関係市町と協議の上、被害の多い県南地域にイノシシ肉加工施設の設置を促進すること。

#### (8) 馬頭最終処分場の整備推進について

東日本大震災において大量に発生した災害廃棄物の処理が、被災地の復興にも大きな影響を及ぼしていることから、廃棄物最終処分場の設置の必要性が改めて認識されている。

本県においては、管理型産業廃棄物最終処分場が1か所もない状況であり、馬頭最終処分場を整備することの意義は非常に大きいものとする。

そこで、現在、全事業用地の約7割を確保した馬頭最終処分場の整備にあたっては、引き続き地元那珂川町と緊密な連携を図りながら、その早期整備に努めること。